

平成29年第1回（3月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	第 1号議案	吉川市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	1
2	第 2号議案	吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例	4
3	第 3号議案	吉川市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例	1 2
4	第 4号議案	吉川市印鑑条例の一部を改正する条例	1 4
5	第 5号議案	吉川市手数料条例の一部を改正する条例	1 6
6	第 6号議案	吉川市議会議員及び吉川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例	2 3
7	第 7号議案	吉川市借地買収準備基金条例の一部を改正する条例	2 7
8	第 8号議案	吉川市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例	2 8
9	第 9号議案	越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業施行条例	3 0
10	第10号議案	吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	4 1
11	第11号議案	吉川市職員の給与に関する条例及び吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	5 1
12	第12号議案	市道の路線認定及び廃止について	5 8
13	第13号議案	平成 2 8 年度吉川市一般会計補正予算（第 4 号）	—
14	第14号議案	平成 2 8 年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	—
15	第15号議案	平成 2 8 年度吉川市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	—
16	第16号議案	平成 2 8 年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	—
17	第17号議案	平成 2 8 年度吉川市水道事業会計補正予算（第 2 号）	—
18	第18号議案	平成 2 9 年度吉川市一般会計予算	—
19	第19号議案	平成 2 9 年度吉川市国民健康保険特別会計予算	—
20	第20号議案	平成 2 9 年度吉川市下水道事業特別会計予算	—
21	第21号議案	平成 2 9 年度吉川市農業集落排水事業特別会計予算	—
22	第22号議案	平成 2 9 年度吉川市介護保険特別会計予算	—
23	第23号議案	平成 2 9 年度吉川市後期高齢者医療特別会計予算	—
24	第24号議案	平成 2 9 年度吉川市水道事業会計予算	—
25	第25号議案	和解について	5 9

## 第1号議案

### 吉川市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

吉川市敬老祝金支給条例（平成5年吉川町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条号を当該移動後条とし、移動条号に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条号（以下「削除条号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、削除条号並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>吉川市敬老祝品贈呈条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市居住の高齢者に対し <u>敬老祝品（以下「祝品」という。）を贈呈することにより敬老の意を表すとともに、長寿を祝福し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(贈呈対象者)</p> <p>第2条 <u>祝品</u>を受けることができる者は、毎年4月1日（以下「基準日」という。）現在に</p>	<p style="text-align: center;"><u>吉川市敬老祝金支給条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市居住の高齢者に対し <u>敬老祝金を支給することにより敬老の意を表すとともに、長寿を祝福し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 <u>敬老祝金</u>を受けることができる者 <u>(以下「受給資格者」という。)</u>は、毎年4月1</p>

において、市内に引き続き1年以上居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者であって、基準日の属する年度において、次の各号のいずれかに該当するもの（祝品を贈呈する時までに当該者が亡くなった場合にあっては、規則に定める当該者の家族等と認められる者）に対し、その申請に基づいて贈呈するものとする。

(1)及び(2) 略

（祝品として贈呈する品物の金額）

第3条 祝品は、10,000円相当の品物とする。

（委任）

第4条 略

日（以下「基準日」という。）現在において、市内に引き続き1年以上居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者であって、基準日の属する年度において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)及び(2) 略

（敬老祝金の種類及び金額）

第3条 敬老祝金の種類及び金額は、別表のとおりとする。

（受給資格の消滅）

第4条 敬老祝金の受給資格者が、規則で定める支給日前に、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を消滅する。

（1）死亡したとき。

（2）市外に転出したとき。

（弔慰金の支給）

第5条 市長は、受給資格者が支給日前に死亡した場合は、規則で定める者に対して、第3条に規定する敬老祝金に相当する額の弔慰金を支給するものとする。

（委任）

第6条 略

別表（第3条関係）		
受給資格者区分	種類	金額
第2条第1号に 該当する者	米寿祝 金	10,000円
第2条第2号に 該当する者	白寿祝 金	10,000円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

多年にわたり吉川市の発展に寄与してきた高齢者に敬意を表し、高齢者自身、家族及び友人との記念となる祝品を贈呈することで、より一層の福祉の増進を図りたいので、この案を提出するものである。

## 第2号議案

### 吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例

吉川市介護福祉総合条例（平成12年吉川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動項号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動後項号等」という。）が存在する場合には、当該移動項号等を当該移動後項号等とし、移動後項号等に対応する移動項号等が存在しない場合には、当該移動後項号等（以下「追加項号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに追加項号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業対象者 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の62の4に規定する被保険者をいう。</u></p> <p><u>(2) 要支援者 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第4項に規定する要支援者で前号に掲げる者に該当しないものをい</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 要支援者 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第4項に規定する要支援者をいう。</u></p>

<p>う。</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者をいう。</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> 略</p> <p><u>(18)</u> 略</p> <p><u>(19)</u> 略</p> <p><u>(20)</u> 小規模多機能型居宅介護等 老人福祉法第10条の4第1項第4号の措置により提供されるサービスに係るものをいう。</p> <p><u>(21)</u> 認知症対応型共同生活介護等 老人福祉法第10条の4第1項第5号の措置によ</p>	<p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者をいう。</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> 略</p> <p><u>(18)</u> 略</p>
---	---

<p><u>り提供されるサービスをいう。</u></p> <p>2 略</p> <p>第7条 市は、法令及びこの条例に定めるところにより、次に掲げる介護福祉を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) おおむね65歳以上の虚弱者に対する福祉施策</p> <p>ア <u>介護保険法第115条の45第2項の地域支援事業</u></p> <p>イ～セ 略</p> <p>(3) <u>介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業対象者に対する福祉施策</u></p> <p>ア <u>介護保険法第115条の45第1項及び第2項の地域支援事業</u></p> <p>イ <u>ホームヘルプサービス</u></p> <p>ウ <u>デイサービス</u></p> <p>エ <u>日常生活用具の給付等</u></p> <p>オ <u>養護老人ホームへの入所</u></p> <p>カ <u>養護受託者への養護の委託</u></p> <p>キ <u>審判の請求</u></p> <p>ク <u>緊急時通報システム端末の貸与</u></p> <p>ケ <u>配食サービス</u></p> <p>コ <u>位置情報提供サービス</u></p> <p>サ <u>成年後見制度利用支援事業</u></p> <p>(4) <u>要支援者に対する福祉施策</u></p> <p>ア <u>介護保険法第18条第2号の予防給付及び同法第115条の45第2項の地域支援事業</u></p>	<p>2 略</p> <p>第7条 市は、法令及びこの条例に定めるところにより、次に掲げる介護福祉を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) おおむね65歳以上の虚弱者に対する福祉施策</p> <p>ア <u>介護保険法第115条の45第1項及び第2項に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）</u></p> <p>イ～セ 略</p> <p>(3) <u>要支援者に対する福祉施策</u></p> <p>ア <u>介護保険法第18条第2号の予防給付及び地域支援事業</u></p>
--	--



<p>イ～キ 略</p> <p><u>ク</u> 小規模多機能型居宅介護等</p> <p><u>ケ</u> 認知症対応型共同生活介護等</p> <p><u>コ</u> 略</p> <p><u>サ</u> 略</p> <p><u>シ</u> 略</p> <p><u>ス</u> 略</p> <p><u>セ</u> 略</p>	<p>イ～キ 略</p> <p><u>ク</u> 略</p> <p><u>ケ</u> 略</p> <p><u>コ</u> 略</p> <p><u>サ</u> 略</p> <p><u>シ</u> 略</p>
<p><u>(5)</u> 要介護者に対する福祉施策</p> <p>ア 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第3号の市町村特別給付及び<u>同法第115条の4第2項の地域支援事業</u></p>	<p><u>(4)</u> 要介護者に対する福祉施策</p> <p>ア 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第3号の市町村特別給付及び地域支援事業</p>
<p>イ～エ 略</p> <p><u>オ</u> 小規模多機能型居宅介護等</p> <p><u>カ</u> 認知症対応型共同生活介護等</p> <p><u>キ</u> 略</p> <p><u>ク</u> 略</p> <p><u>ケ</u> 略</p> <p><u>コ</u> 略</p> <p><u>サ</u> 略</p> <p><u>シ</u> 略</p> <p><u>ス</u> 略</p> <p><u>セ</u> 略</p> <p><u>ソ</u> 略</p> <p><u>タ</u> 略</p> <p><u>チ</u> 略</p> <p><u>ツ</u> 略</p>	<p>イ～エ 略</p> <p><u>オ</u> 略</p> <p><u>カ</u> 略</p> <p><u>キ</u> 略</p> <p><u>ク</u> 略</p> <p><u>ケ</u> 略</p> <p><u>コ</u> 略</p> <p><u>サ</u> 略</p> <p><u>シ</u> 略</p> <p><u>ス</u> 略</p> <p><u>セ</u> 略</p> <p><u>ソ</u> 略</p> <p><u>タ</u> 略</p>
<p><u>(6)</u> 身体障害者に対する福祉施策</p> <p>ア 障害者総合支援法第28条第1項第1</p>	<p><u>(5)</u> 身体障害者に対する福祉施策</p> <p>ア 障害者総合支援法(平成17年法律第</p>

<p>号から第3号まで及び第5号から第10号までに掲げる障害福祉サービスに関する同項の介護給付費及び特例介護給付費の支給</p> <p>イ～ヘ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(介護福祉の利用制限)</p> <p>第12条 <u>介護予防・日常生活支援総合サービス事業対象者、要支援者及び要介護者は、同様の福祉施策がある場合は、介護保険の給付を優先的に利用しなければならない。</u></p> <p>2 <u>要援護者で、介護予防・日常生活支援総合サービス事業対象者のうち介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当する見込みのあるものは、福祉施策を利用しようとするときは、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1の質問項目に対し回答しなければならない。</u></p> <p>3 <u>要援護者で、介護予防・日常生活支援総合サービス事業対象者のうち介護保険法施行規則第140条の62の4第1号に該当する見込みのあるもの又は要支援者若しくは要介護者となる見込みのあるものは、福祉施策</u></p>	<p><u>123号）第28条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第10号までに掲げる障害福祉サービスに関する同項の介護給付費及び特例介護給付費の支給</u></p> <p>イ～ヘ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(介護福祉の利用制限)</p> <p>第12条 要支援者及び要介護者は、同様の福祉施策がある場合は、介護保険の給付を優先的に利用しなければならない。</p> <p>2 要援護者で、<u>要支援者又は要介護者となる見込みのあるものは、福祉施策を利用しようとするときは、要介護認定を受けなければならない。</u></p>
--	--

を利用するときは、要介護認定を受けなければならぬ。

- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略

附 則

(福祉施策の負担金に関する経過措置)

第4条 略

2 市長は、介護保険法第18条第1号の介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービスを利用する要介護者（この条例施行の際、現に特別養護老人ホームへの入所を利用している者を除く。以下この項において同じ。）、同条第2号の予防給付に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスを利用する要支援者、同法第115条の45第1項第1号の第1号事業のうち同法第115条の45の3の指定事業者により提供されるサービス（以下この項において「指定サービス」という。）若しくは同法第18条第3号の市町村特別給付に係るサービスを利用する要介護者又は指定サービスを利用する介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める第1号被保険者で、介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者に該当するものに対し当分の間、規則で定める

- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略

附 則

(福祉施策の負担金に関する経過措置)

第4条 略

2 市長は、介護保険法第18条第1号の介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービスを利用する要介護者（この条例施行の際、現に特別養護老人ホームへの入所を利用している者を除く。以下この項において同じ。）、同条第2号の予防給付に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスを利用する要支援者又は同条第3号の市町村特別給付に係るサービスを利用する要介護者で、介護保険法施行令第38条第1項第1号又は第2号に掲げるものに該当するものに対し当分の間、規則で定めるところにより当該居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに係る負担金を補助するものとする。

<p>ところにより当該居宅サービス、地域密着型サービス、<u>施設サービス又は指定サービス</u>に係る負担金を補助するものとする。</p> <p>3 市長は、次に掲げる福祉施策を利用する者で、介護保険法施行令<u>第39条第1項第1号</u>又はこれらの者と同等の状態にあると市長が認めるものに対し当分の間、規則で定めるところにより福祉施策に係る負担金を減額するものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)</p> <p>第9条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第3号に規定する施行期日までに、同法第5条の規定による改正後の介護保険法第115条の45第1項第1号ハに規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施することが困難であることから、同法附則第14条第1項の規定により同項の条例で定める日を平成29年3月31日とする。</p>	<p>3 市長は、次に掲げる福祉施策を利用する者で、介護保険法施行令<u>第38条第1項第1号若しくは第2号</u>に掲げるものに該当するもの又はこれらの者と同等の状態にあると市長が認めるものに対し当分の間、規則で定めるところにより福祉施策に係る負担金を減額するものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)</p> <p>第9条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第3号に規定する施行期日までに、同法第5条の規定による改正後の介護保険法<u>（平成9年法律第123号）</u>第115条の45第1項第1号ハに規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施することが困難であることから、同法附則第14条第1項の規定により同項の条例で定める日を平成29年3月31日とする。</p>
--	---

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月23日提出

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業を位置付けるとともに、所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

### 第3号議案

#### 吉川市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

吉川市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年吉川町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を、当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(支給要件)</p> <p>第2条 手当は、吉川市に住所を有する者で次の要件に該当するものに支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）<u>第17条第2号及び第26条の2第1号</u>に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）<u>第14条第3号</u>に規定する施設に入院し、又は入所している者</p> <p>イ及びウ 略</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第2条 手当は、吉川市に住所を有する者で次の要件に該当するものに支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）<u>第26条の2第1号又は第2号</u>に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）<u>第1条第9号</u>に規定する施設に入院し、又は入所している者</p> <p>イ及びウ 略</p>

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

## 提案理由

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）の一部改正に伴い、入院し、又は入所していることにより、在宅重度心身障害者手当の支給が適用除外となる施設に係る規定を改正したいので、この案を提出するものである。

## 第4号議案

### 吉川市印鑑条例の一部を改正する条例

吉川市印鑑条例（昭和58年吉川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(登録事項)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 印鑑登録原票は、規則で定めるところにより磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製するものとする。</u></p>	<p>(登録事項)</p> <p>第7条 略</p>
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書の提供を受けた被登録者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの提供を受けたものは、当該個人番号カード及び民間端末機（地方公共団体情報システム機構の公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明認</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p>



<p><u>証業務の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。)を用いて申請することにより印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定による申請及び印鑑登録証明書の交付について必要な事項は、規則で定める。</u></p>	
--	--

#### 附 則

この条例は、平成29年7月3日から施行する。

平成29年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

コンビニエンスストアにおける証明書等の交付サービス導入に伴い、印鑑登録証明書の交付に関する規定を加えるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第5号議案

吉川市手数料条例の一部を改正する条例

吉川市手数料条例（平成12年吉川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	事務の種類	手数料の額	区分	事務の種類	手数料の額
略			略		
3	(1)～(9) 略  (10) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定  ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関又は建	略	3	(1)～(9) 略  (10) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定  ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関又は <del>建</del>	略

	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。以下「適合証」という。）又は住宅の品質確保の推進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合するものに限る。以下「住宅性能評価書」という。）が提出された場合</u></p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>イ <u>適合証及び住宅性能評価書のいずれも提出されない場合</u></p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(ウ) 住宅用途を含まない建築物に係るもの</p> <p>a <u>建築物エネルギー消</u></p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>次に掲</p>		<p><u>エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限る。以下同じ。）が提出された場合</u></p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>イ <u>低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出されない場合</u></p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(ウ) 住宅用途を含まない建築物に係るもの</p> <p>a <u>申請に係る部分の床</u></p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>1件に</p>
--	--	------------------------------	--	--	------------------------------

	<p>費性能基準等を定める 省令（平成28年経済 産業省令・国土交通省 令第1号）第10条第 1号イ(1)及びロ(1)に 定める基準に適合する 場合</p> <p>(a) 申請に係る部分の 床面積の合計が30 0平方メートル以内 のとき。</p> <p>(b) 申請に係る部分の 面積が300平方メ ートルを超えると き。</p> <p>b aに該当しない場合</p> <p>(a) 申請に係る部分の 床面積の合計が30 0平方メートル以内 のとき。</p>	<p>げる区 分に 応 じ そ れ に ぞ れ に 定 め る 額</p> <p>1件に つき 91, 000 円</p> <p>1件に つき 158, 000 円</p> <p>次に掲 げる区 分に 応 じ そ れ に ぞ れ に 定 め る 額</p> <p>1件に つき 250, 000 円</p>	<p>面積の合計が300平 方メートル以内のと き。</p> <p>b 申請に係る部分の床 面積の合計が300平 方メートルを超えると き。</p>	<p>つき 250, 000 円</p> <p>1件に つき 412, 000 円</p>
--	---	---	--	---

	<p>(b) 申請に係る部分の面積が300平方メートルを超えると<u>き。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の認定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を伴うものを除く。）</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 一戸建ての建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号に規定する住宅（以下(16)までにおいて「住宅」という。）に係るもの</p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費</p>	<p>1件につき 412,000円</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>(11) 略</p> <p>(12) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の認定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を伴うものを除く。）</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 一戸建ての建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号に規定する住宅（以下(16)までにおいて「住宅」という。）に係るもの</p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>
--	---	---	---	----------------------------

	<p>性能の向上に関する法律第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>エ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>		<p>性能の向上に関する法律第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>エ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>
--	---	----------------------------	--	--	----------------------------

<p>(13) 略</p> <p>(14) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の認定（建築基準法第6条第1項の確認を伴うものを除く。）</p>	<p>略</p>	<p>(13) 略</p> <p>(14) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の認定（建築基準法第6条第1項の確認を伴うものを除く。）</p>	<p>略</p>
<p>ア 略</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するとき。</p>	<p>略</p>	<p>ア 略</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するとき。</p>	<p>略</p>
<p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</p>	<p>略</p>	<p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</p>	<p>略</p>

	<p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>エ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(15)～(25) 略</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>		<p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>エ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(15)～(25) 略</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>
略			略		

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

低炭素建築物に係る新築等計画認定申請等に添付する図書に関して、国の通知に基づき、住宅性能評価書を加える等、所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。



## 第6号議案

吉川市議会議員及び吉川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

吉川市議会議員及び吉川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成10年吉川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下この号において「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下この号において「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選</p>

<p>           挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額         </p> <p>           イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車も含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）         </p> <p>           ウ 略         </p> <p>           (選挙運動用ビラの公営)         </p>	<p>           挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,300円</u>を超える場合には、<u>15,300円</u>）の合計金額         </p> <p>           イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車も含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,350円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）         </p> <p>           ウ 略         </p> <p>           (選挙運動用ビラの公営)         </p>
--	--

第6条 法第142条第1項の規定により、候補者（吉川市長の選挙における候補者に限る。第8条において同じ。）は、候補者1人について、7円51銭に、選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができることとする。

## 2 略

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条第2項において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第6条 法第142条第1項の規定により、候補者（吉川市長の選挙における候補者に限る。第8条において同じ。）は、候補者1人について、7円30銭に、選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができることとする。

## 2 略

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円30銭を超える場合には、7円30銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条第2項において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

<p>(選挙運動用ポスターの作成の公営)</p> <p>第9条 法第143条第15項の規定により、候補者は、候補者1人について、<u>525円6銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(その金額に1円に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下「単価の限度額」という。)に、選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、ポスター掲示場の数に10分の12を乗じて得た数を超える場合には、当該10分の12を乗じて得た数とし、その数に1に満たない端数があるときには、その端数を切り上げるものとする。)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができることとする。</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公営)</p> <p>第9条 法第143条第15項の規定により、候補者は、候補者1人について、<u>510円48銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>301,875円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(その金額に1円に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下「単価の限度額」という。)に、選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、ポスター掲示場の数に10分の12を乗じて得た数を超える場合には、当該10分の12を乗じて得た数とし、その数に1に満たない端数があるときには、その端数を切り上げるものとする。)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができることとする。</p>
---	--

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の吉川市議会議員及び吉川市長の選挙における選挙運動の公営に関する規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

平成29年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

## 提案理由

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動の公営に要する経費に係る限度額が改正されたため、これに合わせて吉川市議会議員及び吉川市長の選挙における選挙運動の公営に要する経費に係る限度額を改正したいので、この案を提出するものである。

## 第7号議案

### 吉川市借地買収準備基金条例の一部を改正する条例

吉川市借地買収準備基金条例（昭和62年吉川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>吉川市公共施設整備基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>本市の公共施設の整備及び修繕並びに</u> <u>用地取得に要する経費の財源に充てるため、</u> <u>吉川市公共施設整備基金</u>（以下「基金」とい う。）を設置する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>吉川市借地買収準備基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>吉川市が公共用に使用している借地の</u> <u>取得資金に充てるため、吉川市借地買収準備</u> <u>基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

公共施設の計画的な整備及び修繕並びに用地取得のため、吉川市借地買収準備基金条例を一部改正したいので、この案を提出するものである。

## 第8号議案

吉川市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例

吉川市地域包括支援センターの人員等に関する条例（平成27年吉川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(職員の員数)</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、担当する区域における法第9条第1号に規定する第1号被保険者（次条において「第1号被保険者」という。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1か所設置するものとし、配置すべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次の各号に掲げる区分に应当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（省令第140条の6第1項に規定する<u>研修</u>を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人</p>	<p>(職員の員数)</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、担当する区域における法第9条第1号に規定する第1号被保険者（次条において「第1号被保険者」という。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1か所設置するものとし、配置すべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次の各号に掲げる区分に应当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（省令第140条の6第1項に規定する<u>主任介護支援専門員研修</u>を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第265号）の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の定義に係る規定を改正したいので、この案を提出するものである。

## 第9号議案

### 越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業施行条例

#### 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 費用の負担（第6条）

第3章 保留地の処分方法（第7条—第10条）

第4章 土地区画整理審議会（第11条—第18条）

第5章 地積の決定の方法（第19条—第24条）

第6章 土地及び権利の評価（第25条・第26条）

第7章 清算（第27条—第36条）

第8章 雑則（第37条—第39条）

#### 附則

##### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）

第3条第4項の規定により市が施行する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）に関し、法第53条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

##### （土地区画整理事業の名称）

第2条 土地区画整理事業の名称は、越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業という。

##### （施行地区に含まれる地域の名称）

第3条 土地区画整理事業の施行地区は、吉川市大字富新田字南谷、大字高久字町田、字佐左エ門、字小帳及び字野会、大字中曽根字八幡、字川戸沼及び字九反並びに大字道庭字堤外の各一部とする。

##### （土地区画整理事業の範囲）

第4条 土地区画整理事業の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土地の区画形質の変更並びに公共施設の新設及び変更に関する事業
- (2) 前号の事業の施行のため又は当該事業の施行に係る土地の利用の促進のため必要な工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業



(事務所の所在地)

第5条 土地区画整理事業の事務所は、吉川市役所内に置く。

## 第2章 費用の負担

(費用の負担)

第6条 土地区画整理事業の施行に要する費用は、次に掲げるものを除き、施行者が負担する。

- (1) 法第96条第2項の規定により定める保留地の処分金
- (2) 法第120条の規定による公共施設管理者負担金
- (3) 法第121条の規定による国庫補助金

## 第3章 保留地の処分方法

(処分の方法)

第7条 保留地は、一般競争入札、指名競争入札、抽選又は随意契約による売払により処分する。

(売払価格等)

第8条 保留地の売払価格(処分の方法が一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の場合にあっては、予定価格)は、当該保留地の位置、地積、土質、水利、利用状況等を勘案し、法第65条第1項の規定により選任された評価員の意見を聴いて、市が定める。

(一般競争入札等による売払)

第9条 保留地の売払は、次条に定める場合を除き、一般競争入札若しくは指名競争入札の公募又は抽選による。

- 2 一般競争入札、指名競争入札及び抽選に参加することができる者の資格、募集方法その他必要な事項は、規則で定める。

(随意契約による売払)

第10条 保留地は、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約により売り払うことができる。

- (1) 国又は地方公共団体が、公用又は公共用に供するため、保留地を必要とするとき。
- (2) 土地区画整理事業により造成する市街地及び周辺地域の健全な発展を促進する公益的施設の設置のため、当該施設の設置者が保留地を必要とするとき。
- (3) 一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、入札者若しくは落札者がな

いとき又は落札者が契約を締結しないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、一般競争入札、指名競争入札又は抽選によることが適当でないと市が認めるとき。

2 随意契約により買い受けることができる者の資格、買受けの相手方の決定の方法その他随意契約の締結方法に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 土地区画整理審議会

(土地区画整理審議会の名称)

第11条 土地区画整理事業に係る法第56条第1項の土地区画整理審議会の名称は、越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の定数)

第12条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15とする。

2 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第18条第3項の規定により定める委員の数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ当該各号に定める数とする。

(1) 法第58条第1項前段の規定により選挙すべき委員 12

(2) 法第58条第3項の規定により選任すべき委員 3

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、5年とする。

(立候補制)

第14条 法第58条第1項前段の規定により選挙すべき委員は、候補者のうちから選挙する。

(当選人又は予備委員となるために必要な得票数)

第15条 令第35条第3項及び法第59条第3項の施行規程で定める数（次条第3項において「当選人等となるために必要な得票数」という。）は、法第58条第1項前段の規定による選挙において、土地区画整理事業の施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）が選挙すべき委員又は施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）が選挙すべき委員の数でそれぞれの有効得票の総数を除して得た数の10分の1とする。

(予備委員)

第16条 法第59条第1項の規定により審議会に宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙する委員についての予備委員をそれぞれ置く。

2 予備委員の数は、宅地所有者が選挙すべき委員及び借地権者が選挙すべき委員ごとに令第22条第4項後段の規定により市長が定める数（当該数が奇数（法第59条第2項ただし書に該当する場合を除く。）の場合にあつては、当該数から1を減じた数）のそれぞれ半数とする。

3 予備委員には、法第58条第1項前段の規定による選挙において、当選人を除いて、当選人等となるために必要な得票数以上の有効投票を得た者のうち得票数の多い者から順次なるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじで定める。

4 法第58条第1項前段の規定により選挙された委員に欠員を生じた場合においては、前項の規定により予備委員となった順位により、順次補充するものとする。

5 令第35条第5項、第36条、第37条及び第38条の規定は、予備委員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令第35条第5項	第1項、第2項又は前項の規定により当選人を定めた	法第59条第5項及び越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業施行条例（平成 年吉川市条例第 号）第16条第4項の規定により予備委員を補充した
	当選人に対して当選の旨	委員に補充された予備委員に対し委員に補充した旨
令第36条	当選人	法第59条第5項及び越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業施行条例第16条第4項の規定により補充された委員
	選挙期日	当該補充の日
	当選	委員の地位
令第37条	当選人の当選	法第59条第5項及び越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業施

		行条例第16条第4項の規定により予備委員の補充
	第35条第5項	同条第5項の規定により準用され、読み替えられた第35条第5項
令第38条	第35条	法第59条第5項及び越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業施行条例第16条第4項の規定により予備委員を補充すべき
	当選人がないとき、又は当選人がなくなったとき	補充すべき予備委員がないとき又はなくなったとき

(委員の補欠選挙)

第17条 法第60条第1項の施行規程で定める数は、当該欠員が生じた委員の選挙（当該選挙が補欠選挙の場合にあつては、当該補欠選挙の前に行われたその日に最も近い法第58条第1項の規定による選挙）について、令第22条第4項後段の規定により市長が定めた数の3分の1とする。

(学識経験委員の補充)

第18条 市長は、法第58条第3項の規定により選任した委員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の委員を選任する。

#### 第5章 地積の決定の方法

(基準地積)

第19条 換地計画において換地を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積（以下「基準地積」という。）は、次条から第24条までに該当する場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）現在の登記記録に記録されている地積（以下「登記地積」という。）とする。

(実測確認申請)

第20条 宅地所有者又は宅地について所有権以外の権利（処分の制限を含む。以下同じ。）を有する者（以下これらを「宅地所有者等」という。）は、登記地積が事実と相違すると認めるときは、施行日から60日以内に、次に掲げる書類を添付した規則で定める申請書を市長に提出することにより実測地積の確認を申請することができる。この場合において、所有し、又は所有権以外の権利を有する宅地が2筆以上にわたり

連続しているときは、その全部について一括して申請しなければならない。

- (1) 隣接する宅地の地番及び所有者の氏名を記入した見取図
- (2) 隣接する宅地との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入し、隣接する宅地の所有者の署名及び押印をした境界表示図
- (3) 宅地の実測図（原則として縮尺250分の1で、周囲の辺長及び求積に必要な事項を記載したもの）

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、申請人の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を確認するものとする。この場合において必要があるときは、その宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めることができる。

3 市は、前項の規定により確認した地積を当該宅地の基準地積とする。

（市実測）

第21条 市は、登記地積が事実に著しく相違すると認める場合は、その宅地所有者及びその宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めて、その宅地の地積を実測して基準地積とすることができる。

2 前項に掲げる場合のほか、市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める地積を実測した地積とみなして基準地積とすることができる。

- (1) 施行日において表示登記がされていない国又は地方公共団体の所有する宅地 国又は地方公共団体の財産を記録した帳簿に記載された地積又は公図から求積した地積
- (2) 施行日後に登記地積が更正された宅地 当該更正された登記地積
- (3) 施行日後に裁判上の判決、調停、和解等により地積が確定した宅地 当該確定した地積
- (4) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の地籍調査（同法第19条第5項の指定を受けたものを含む。）が実施された地域 当該地籍調査の成果に基づいて登記された地積
- (5) 登記所において地積測量図により実測地積が確認される場合 当該実測地積  
（按分による更正）

第22条 道路で囲まれた区域その他適当と認める区域について計測して得た地積が当該区域内の宅地各筆の登記地積を合計した地積を超える場合は、その超える地積を当該区域内の宅地各筆の登記地積（前2条の規定により基準地積を定めた宅地を除く。）に按分して加えた地積を基準地積とする。

(施行日後の分割)

第23条 施行日後に分割した宅地の分割後の宅地各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の宅地各筆の登記地積に按分して得た地積とする。ただし、分割後の宅地各筆のうち1筆を除いて実測に基づいて地積が登記された場合は、その実測地積を基準地積とし、分割前の宅地の基準地積から当該実測地積の和を減じて得た地積を実測していない宅地の基準地積とする。

(基準権利地積)

第24条 換地計画において換地について所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部又はその一部及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の目的である宅地の全部又はその一部の地積（以下「基準権利地積」という。）は、その基準地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積（地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その地積とする。以下「申告地積」という。）とする。ただし、申告地積の合計がその宅地の基準地積に符合しないときは、基準地積に符号するように按分その他適当と認める方法により定めた地積を基準権利地積とする。

第6章 土地及び権利の評価

(土地の評価)

第25条 従前の宅地及び換地の価額は、市が、その位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

(権利の評価)

第26条 所有権以外の権利の存する従前の宅地及び換地についての所有権又は所有権以外の権利の価額は、当該従前の宅地及び換地の価額にそれぞれの権利価額割合を乗じて得た額とする。

2 前項の権利価額割合は、市が、前条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

第7章 清算

(清算金の算定)

第27条 換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地の価額（従前の宅地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権又は所有権以外の権利の価額）に乗じて

得た額（以下「従前の権利価額」という。）と当該換地の価額（換地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権又は所有権以外の権利の価額）との差額とする。

2 換地を定めなくて金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金額は、従前の権利価額とする。

（清算金等の納期限及び納付場所の通知）

第28条 市は、徴収すべき清算金の納期限及び納付場所を、納期限の10日前までに、納付すべき者に通知する。

（清算金の相殺）

第29条 清算金を徴収されるべき者に対して交付すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺するものとする。

（清算金の分割徴収又は分割交付）

第30条 清算金（前条の規定により相殺した場合においては、その相殺した後の残額。以下この条において同じ。）で、その額が10,000円以上のものは、分割徴収し、又は分割交付することができる。

2 清算金の分割徴収を完了する期限及び分割の回数は、当該徴収すべき清算金の額に応じ、次の表に定めるところによる。

徴収すべき清算金の総額	分割徴収する期限	分割回数
10,000円以上 40,000円未満	6月以内	2
40,000円以上 70,000円未満	1年 以内	3
70,000円以上100,000円未満	1年6月以内	4
100,000円以上130,000円未満	2年 以内	5
130,000円以上160,000円未満	2年6月以内	6
160,000円以上200,000円未満	3年 以内	7
200,000円以上240,000円未満	3年6月以内	8
240,000円以上280,000円未満	4年 以内	9
280,000円以上320,000円未満	4年6月以内	10
320,000円以上	5年 以内	11

3 清算金の分割交付を完了する期限及び分割の回数は、当該交付すべき清算金の額に応じ、次の表に定めるところによる。

交付すべき清算金の総額	分割交付する期限	分割回数
10,000円以上 70,000円未満	1年以内	2
70,000円以上130,000円未満	2年以内	3
130,000円以上200,000円未満	3年以内	4
200,000円以上280,000円未満	4年以内	5
280,000円以上	5年以内	6

4 令第61条第1項の施行規程で定める率は、年6パーセント以内で規則で定める率とする。

(分割計算)

第31条 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における1回当たりの分割徴収し、又は分割交付する清算金の元金の額は、清算金の額を前条第2項又は第3項の規定により定める分割回数で除して得た額とする。この場合において、当該額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の徴収し、又は交付すべき清算金の元金の額に合算するものとする。

(清算金の繰上納付)

第32条 清算金を分割して納付すべき者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

(清算金の繰上徴収)

第33条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、納期限前においても分割して徴収すべき未納の清算金の全部又は一部を繰上徴収することができる。

- (1) 清算金を分割徴収すべき者が納期限までに納付すべき清算金の額を納付しないとき。
- (2) 清算金を分割徴収すべき者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき（仮登記担保契約に関する法律（昭和53年法律第78号）第2条第1項（同法第20条において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）。
- (3) 清算金を分割徴収すべき者につき相続があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- (4) 清算金を分割徴収すべき法人が解散したとき。

(督促手数料及び延滞金)



第34条 市は、納付すべき清算金を滞納した者に督促状を発した場合においては、法第110条第4項の規定により督促手数料及び延滞金を徴収する。

(督促手数料の額及び延滞金の計算)

第35条 前条の督促手数料の額は、法第110条第4項の国土交通省令で定める額とする。

2 前条の延滞金は、当該督促に係る清算金の額（以下「督促額」という。）が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

3 前項の規定により算出された延滞金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとし、当該算出された延滞金の額が100円未満である場合は、これを徴収しない。

(仮清算への準用)

第36条 第27条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付する場合に準用する。

## 第8章 雑則

(換地処分の特例)

第37条 市は、必要があると認めるときは、換地計画に係る区域の全部について土地区画整理事業の工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

(登記完了の公告)

第38条 市長は、法第107条第1項の規定による通知をした区域又は同条第2項の規定による申請若しくは嘱託をした変動について不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第181条第1項（同令第192条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登記完了証の交付を受けたときは、その旨を公告する。

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、土地区画整理事業の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、土地区画整理事業に係る法第55条第9項の規定による公告の日から施行する。

平成29年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により市が施行する越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業に関し、法第53条第2項各号に掲げる事項等を定めたいので、この案を提出するものである。

第10号議案

吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年吉川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が、55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、<u>介護休暇</u>(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が、55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)<u>又は介護休暇</u>(当該職員が配偶者、父</p>

<p>定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
--	--

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年吉川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下「移動後条号等」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後条号等とし、移動後条号等に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後条号等（以下「追加条号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示並びに追加条号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u></p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているものとして当該児童を委託することができない職員に限る。)</u></p> <p><u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、<u>又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、<u>若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第6条に規定する事由に該当したことにより当該育</u></p>

<p>該当することとなったこと。</p> <p>ア <u>死亡した場合</u></p> <p>イ <u>養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u></p> <p>(2) <u>育児休業をしている職員が第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>ア <u>前号ア又はイに掲げる場合</u></p> <p>イ <u>民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書</p>	<p><u>育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書</p>
--	---

の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業法第10条第1項本文に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第4条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第4条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(部分休業の承認)

第21条 略

2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項に規定する介護時間を承認されている職員

の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業法第10条第1項本文に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(部分休業の承認)

第21条 略

2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2

<p>に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>
---	--

(吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年吉川町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子<u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、</p>



法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2及び3 略

4 前3項の規定は、第14条第2項第14号の2に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めると

当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2及び3 略

4 第1項及び前項の規定は、第14条第2項第14号の2に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところに

ころにより、当該子を養育」とあり、及び前  
項中「小学校就学の始期に達するまでの子の  
ある職員が、規則で定めるところにより、当  
該子を養育」とあるのは、「要介護者のある  
職員が、規則で定めるところにより、当該要  
介護者を介護」と、第1項中「深夜におけ  
る」とあるのは「深夜（午後10時から翌日  
の午前5時までの間をいう。）における」  
と、第2項中「当該請求をした職員の業務を  
処理するための措置を講ずることが著しく困  
難である」とあるのは「公務の運営に支障が  
ある」と読み替えるものとする。

5 略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気  
休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組  
合休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者の介護  
をするため、任命権者が、規則の定めるところ  
により、職員の申出に基づき、要介護者の  
各々が当該介護を必要とする一の継続する状  
態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6  
月を超えない範囲内で指定する期間（以下  
「指定期間」という。）内において勤務しな  
いことが相当であると認められる場合におけ  
る休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必

より、当該要介護者を介護」と、「深夜にお  
ける」とあるのは「深夜（午後10時から翌  
日の午前5時までの間をいう。）における」  
と、前項中「小学校就学の始期に達するまで  
の子のある職員が、規則で定めるところによ  
り、当該子を養育」とあるのは、「要介護者  
のある職員が、規則で定めるところにより、  
当該要介護者を介護」と読み替えるものとす  
る。

5 略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気  
休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とす  
る。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者の介護  
をするため、勤務しないことが相当であると  
認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、要介護者の各々が前項

<p>要と認められる期間とする。</p> <p>3 略</p> <p><u>(介護時間)</u></p> <p><u>第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の</u> <u>介護をするため、要介護者の各々が当該介護</u> <u>を必要とする一の継続する状態ごとに、連続</u> <u>する3年の期間（当該要介護者に係る指定期</u> <u>間と重複する期間を除く。）内において1日</u> <u>の勤務時間の一部につき勤務しないことが相</u> <u>当であると認められる場合における休暇とす</u> <u>る。</u></p> <p><u>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内</u> <u>において1日につき2時間を超えない範囲内</u> <u>で必要と認められる時間とする。</u></p> <p><u>3 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない</u> <u>場合には、吉川市職員の給与に関する条例</u> <u>（昭和32年吉川町条例第13号。以下この</u> <u>項において「給与条例」という。）第12条</u> <u>の規定にかかわらず、その勤務しない1時間</u> <u>につき、給与条例第16条に規定する勤務1</u> <u>時間当たりの給与額を減額して給与を支給す</u> <u>る。</u></p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u> 及び組合休暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇（規則で定める ものを除く。）、<u>介護休暇、介護時間</u>及び組</p>	<p><u>に規定する介護を必要とする1の継続する状</u> <u>態ごとに、連続する6月の期間内において必</u> <u>要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休 暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇（規則で定める ものを除く。）、介護休暇及び組合休暇につ</p>
---	--

<p>合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>いは、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>
--	--

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正前の吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条第1項の規定による介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 3 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間は、改正後の条例第8条の2第1項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

平成29年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、働きながら育児及び介護がしやすい環境を整備するため、この案を提出するものである。

## 第11号議案

吉川市職員の給与に関する条例及び吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(吉川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 吉川市職員の給与に関する条例(昭和32年吉川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(扶養手当) 第8条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。 (1) 略 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	(扶養手当) 第8条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。 (1) 略 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

<p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>（以下「<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>」という。）については<u>1人につき6,500円</u>、<u>同項第2号に該当する扶養親族</u>（以下「<u>扶養親族たる子</u>」という。）については<u>1人につき10,000円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>第9条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合</u>においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合</u>（<u>扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。</u>）</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、<u>前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円</u>、<u>同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族</u>（次条において「<u>扶養親族としての子、父母等</u>」という。）については<u>1人につき6,500円</u>（<u>職員に配偶者がない場合</u>にあつては、<u>そのうち1人については11,000円</u>）とする。</p> <p>4 略</p> <p>第9条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合</u>においては、その職員は、直ちにその旨（<u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合</u>において、<u>その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。</u>）を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合</u>（<u>前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。</u>）</p>
---	---

<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、<u>職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月</u>（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの<u>全て</u>が扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、<u>次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生</u></p>	<p>(3) <u>扶養親族としての子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>(4) <u>扶養親族としての子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、<u>扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月</u>（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの<u>すべて</u>が扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、<u>これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶</u></p>
---	---

じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族としての子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場



<p style="text-align: center;">合</p> <p><u>(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p>	
--	--

(吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年吉川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) 略</u></p>	<p style="text-align: center;">(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p><u>(3) 略</u></p>

(5) 略	(4) 略
(6) 略	(5) 略

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の吉川市職員の給与に関する条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、第8条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第9条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠く  
「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者に至った場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等  
(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等  
がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）  
族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての  
要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第3項中「場合においては、その」と  
」

あるのは「場合又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号  
に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「こ  
れらの日が」と、「支給額の改定」とあるのは「支給額の改定（扶養親族たる子で第  
1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶  
者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定  
並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配  
偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族た  
る配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る  
扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる  
子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合  
における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けてい  
る職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であ  
って扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職  
員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と  
する。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成29年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

人事院勧告の趣旨を踏まえ、一般職の職員の扶養手当の額を改定したいので、この案を  
提出するものである。

## 第12号議案

### 市道の路線認定及び廃止について

次のとおり市道の路線認定及び路線廃止をすることについて議決を求める。

#### 1 路線認定

路線名	起 点	終 点
1-982	大字鍋小路字原沼79番1地先	大字鍋小路字原沼88番1地先

#### 2 路線廃止

路線名	起 点	終 点
1-907	大字川藤字保原718番地先	大字川藤字保原713番地先
1-982	大字鍋小路字原沼94番2地先	大字鍋小路字原沼88番1地先

平成29年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

開発事業に伴う市道の路線認定並びに市道の払下げ及び開発事業に伴う市道の路線廃止を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

## 第25号議案

### 和解について

次のとおり、東洋ゴム工業株式会社及び東洋ゴム化工品株式会社が開発、製造及び販売した免震積層ゴムの大臣認定取消しにより生じた市の損害につき、和解することについて議決を求める。

- 1 相手方 住所 大阪府大阪市西区江戸堀一丁目17番18号  
氏名 東洋ゴム工業株式会社  
代表取締役社長 清水隆史  
住所 東京都新宿区天神町10番地  
氏名 東洋ゴム化工品株式会社  
代表取締役社長 藤田泰徳

### 2 概要

東洋ゴム工業株式会社及び東洋ゴム化工品株式会社が開発、製造及び販売した免震積層ゴムについて、平成27年3月13日に国土交通省から認定取消しを受けたことにより、新庁舎に設置予定だった免震装置が採用できなくなったことで市に損害が生じた。

- 3 和解額 市の損害につき相手方が支払う額82,889,422円

平成29年2月23日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

東洋ゴム工業株式会社及び東洋ゴム化工品株式会社が開発、製造及び販売した免震積層ゴムの大臣認定取消しにより生じた市の損害につき、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものである。